

平成 23 年第6回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成23年11月8日 開 議 午前9時30分

日程第1	大岡議長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員は16名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成23年第6回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります、町長のご挨拶をいただきます。 町長 栗田隆義君。</p>
	栗田町長	<p>皆さん、おはようございます。 本日、平成23年第6回まんのう町議会臨時会を開催いたしましたところ、公私共に大変お忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございます。 今、1年中で一番過ごしやすい時期になっており、各地区で色んなイベント等も行っており、大変お忙しい中だと思います。 本日は議案2件、上程させていただいております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
	大岡議長	<p>ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程にはいるに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長 青野進君。</p>
	青野議会事務局長	<p>それでは、ご報告申し上げます。 町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案2件を受理いたしました。 以上で、報告を終わります。</p>
	大岡議長	<p>議会報告を終わります。 日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 大西豊君。</p>
	大西委員長	<p>議会運営委員会のご報告を申し上げます。</p>

<p>大西豊議会 運営委員長</p> <p>大岡議長</p> <p>日程第2</p> <p>日程第3</p>	<p>11月7日、午後2時より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員5名が出席いたしまして、慎重に審議をいたしました。その結果をご報告します。</p> <p>それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について、説明を申し上げます。</p> <p>日程第1 議会運営委員会報告</p> <p>日程第2 会議録署名議員の指名</p> <p>日程第3 会期の決定</p> <p>日程第4 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告</p> <p>日程第5 議案第1号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて</p> <p>日程第6 議案第2号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について</p> <p>以上の日程で意見の一致を見、午後2時35分、委員会を開会いたしました。</p> <p>以上で、議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長の報告に対する質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第2 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番 合田正夫君、4番 白川正樹君を指名いたします。</p> <p>日程第3 会期の決定の件を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>	<p>議会運営委員長</p> <p>本日、1日間といたします</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員長</p> <p>即 決</p> <p>即 決</p>
--	--	--

<p>日程第4</p>	<p>大岡議長</p> <p>合田満濃 中学校改築 調査特別 委員長</p>	<p>よって会期は1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第4 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を求めます。</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員長 合田正夫君。</p> <p>おはようございます。</p> <p>満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。</p> <p>去る10月20日、9時30分より第1委員会室において、出席委員5名、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長、満濃中学校対策室、議長同席のもと、事業の進捗状況について説明があり、雨水の排水については、9月6日に第1回の協議を満濃池土地改良区の地元総代、理事、地元農業委員、地元選出議員と行い、西側への放流については、すべてを受け入れできないので、土器川へ放流してほしいとの要望がありました。9月21日に第2回の協議を行い、東側の放流については、暗渠で土器川へ放流する計画とし、水利については了解いただいたとの説明がありました。</p> <p>委員より、暗渠排水では、工事費が高くなるので安易に決定せず、敷地の中に雨水ピットを設ける方法など、他の方法との比較をするなど、再検討してほしいとの意見があり、執行部より、雨水排水の方法については、検討することとなりました。</p> <p>次に、施設設計に関する変更箇所、変更内容とその効果について説明がありました。</p> <p>プールについては、グラウンド北東角から体育館北側へ、駐輪場については、グラウンド東側から校舎とプールの間へ移動、体育館の向きについては、南北方向から東西方向に回転、駐車場は施設の南東側へ集約、ランチルームの向きの変更、校舎内の教室、特別教室の配置は生徒の教育環境がより快適となるように変更、地域開放施設は、地域住民の交流の場を広げるためにメインホールを確保したとのことでした。</p> <p>また、委員より、運動場の東に屋外トイレの設置、運動場の東に配置の防災倉庫は体育館の近隣に配置できないか、との要望があり、執行部より施設の面積の制限もある中で、優先順位もつけながら検討するとのことでした。</p> <p>今後の予定については、基本設計を11月中旬までに、実施設計については来年4月当初までに完了して建築工事に着工、その間、来年2月から造成工事に入り、平成25年2月に竣工予定。4月に開校、平成25年度中の旧校舎等の解体撤去の予定とのことでした。</p> <p>次に、個別外部監査について説明があり、監査の要点については、PFI事業者資金調達について、業務の第3者への委託について、PFI事業者による許認可の取得について、整備対象施設にかかる設計についてとのことでした。</p>
-------------	--	--

<p>日程第 5</p>	<p>合田満濃 中学校改築 調査特別 委員長</p> <p>大岡議長</p> <p>栗田町長</p> <p>大岡議長</p>	<p>委員より、事業者の選定について質疑があり、執行部より、選定委員には外部の有識者を 2 名入れており、選定方法は合議制で 相対評価の予定であるとのことでした。</p> <p>また、委員より、契約が議決案件であることから、選定委員会の傍聴をしたいとの要望があり、執行部より、検討したいとのこ とでした。</p> <p>以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第 5 議案第 1 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについての件を議題とい たします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田隆義君。</p> <p>ただ今上程されました、議案第 1 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを、 説明させていただきます。</p> <p>本町は、P F I 手法による事業契約を去る 8 月 3 0 日に締結し、現在、事業を推進しているところでございます。この事業契約 締結による事業内容につきましては、本町は第三者による監視が必要であると考え、去る 1 0 月 1 7 日に本町監査委員へ個別外部 監査にて監査を実施することを求め、1 0 月 2 4 日付けで、個別外部監査が適当であるとの回答をいただきました。</p> <p>このようなことから、本日、地方自治法第 2 5 2 条の 3 9 第 4 項及び第 6 項の規定により、官民連携事業に関する個別外部監査 契約に基づく監査を実施することについて、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p>
--------------	--	--

大岡議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 田岡秀俊君。</p>
田岡議員	<p>ちょっと1点だけ、お聞きしたいと思います。</p> <p>この252条の39、町の監査委員さんの意見を付してというふうな規定があるんですけども、その意見の方を付されているかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。</p>
大岡議長 栗田町長	<p>町長 栗田隆義君。</p> <p>ただ今の田岡議員さんのご質問にお答えいたします。</p>
	<p>先ほど議案説明の中でもありましたように、第3者による監視が必要であると考え、去る10月に17日に本町監査委員へ監査を実施することを求めました。その結果、10月24日付けで外部監査が適当であるという監査委員の方から回答をいただいておりますということでございます。</p>
大岡議長 田岡議員	<p>2番 田岡秀俊君。</p> <p>はい、分かりました。</p>
	<p>これは文書で付してというふうなことを、今回のこの場に出してくるというふうなことじゃなくて、そちらの方で承知しておるということで結構なんでしょうか。</p>
大岡議長 長田学校教育課長	<p>学校教育課長 長田徹君。</p> <p>田岡議員さんの再質問にお答えいたします。</p>
	<p>議員ご指摘のとおり、今回の場合の提案については、文書で付すのではなくて、口頭でいただいたものを、今町長の提案がございましたけれども、そういう形にさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
大岡議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

	大岡議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについての件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第1号が可決されましたので、ここで手続き上、執行部から監査委員への意見聴取が必要なため、暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前 9時45分)</p> <p>それでは、休憩を戻しまして、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時15分)</p> <p>学校教育課長 長田徹君。</p>
	長田学校教育課長	<p>先ほど、田岡議員さんの議案第1号の再質問の中でですね、個別外部監査における監査委員さんの報告について、文書でもいただいております。今、お手元の方に配布しておりますけれども、先ほど町長が説明しましたように、10月17日付けで照会をさしていただいたものを、10月24日付けで個別外部監査が相当であるということで、増田委員さん、三好委員さん、両監査委員さんから文書でもいただいておりますので、申し添えておきます。よろしく願いいたします。</p> <p>(それは違うで。それは、今、監査に付託した。その書類は違う。)</p> <p>(違う。これは、文書でいただいておりますよ、ということだけです。)</p> <p>すみません、訂正をさせていただきます。今、文書では配っておりませんが、私共の方に増田、三好、両監査委員さんの</p>

<p>日程第6</p>	<p>長田課長 大岡議長 栗田町長 大岡議長 栗田町長 大岡議長 田岡議員</p>	<p>方から町長宛に個別外部監査が相当であるということを文書でもいただいておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>日程第6 議案第2号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田隆義君。</p> <p>それでは、ただ今上程をされました議案第2号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを、ご説明申し上げます。</p> <p>第1号議案について議会の議決をいただきましたので、先ほど三好監査委員より報告がありましたが、個別外部監査が相当であるとの意見をいただきました。</p> <p>このことによる、去る10月27日に外部有識者2名を加えた選定委員会の選定結果を踏まえ、本町が適切に監査を行える監査人であると認めた契約候補者の三和会計事務所税理士、米田守宏氏との監査契約締結について、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、お手元に監査委員さんからの意見書をご配布させていただいておりますので、お目通しをいただいたらと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>町長、先ほど監査委員の報告がありましたけど、と言うことですが、これを持って代えるので、監査委員の報告言うんを除外。監査委員の報告言うんだだけ、カットせんと。それだけ除けてもろて。</p> <p>すみません。もう一度させていただきます。</p> <p>第1号議案について議会の議決をいただきましたので、先ほど三好監査委員さん、また増田監査委員さんより報告がございました。報告と言うか、意見書はお手元にご配布のとおりでございますので、よろしくお願いたします。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 田岡秀俊君。</p> <p>2点ほどお伺いしたいと思います。</p> <p>まず1点目は、この個別外部監査契約書の中の第5条、監査の制限に関するところの関連でありますけれども、この252条の</p>
-------------	---	---

田岡議員	<p>29で、これは監査執行上の除斥の規定でありますけれども、この選考される前に、やはりSPC、今回の満中の契約相手先ですけれども、その構成会社との、やはり身内が不適切、訂正します。関係があれば、やはり監査はすることができないというふうな規定が、252条の29であります。そのあたりの、前もって身辺調査と言うたら、ちょっと語弊があるかも知りませんが、そのあたりがされておるのかどうかと、この第5条の監査の制限のところ、これは今回契約の後のことになるのですけれども、直接利害関係に該当する事実の有無につき、相互に十分な情報を提供しなければならないという、文章で書いたらこういうふうになるのかも分りませんが、やはり、自分に不都合なことはなかなか公表しないというふうなことに、なりはしないのかというふうな、ちょっとそのあたりの疑問があるのですけれど、その契約前のことと、契約後のそのあたりの、まあ言うたら、誓約書的なものを文書によってもらっているのか、もらう予定なのか、そのあたりの点が1点。</p> <p>それから、後の評価の講評のところですが、この選定委員会によって、今10月27日に米田さんのグループと言うか、が、選定されたと言うことですが、この選定理由の中で、評価の講評のこのマイナスポイントがいくつかあるんですけれども、例えば実施体制のところでしたら、スケジュールにおいては監査計画の立案が遅く、PFI事業との整合性も取れない部分もあるとの評価であると。後も、提案内容とかでも、米田氏の提案は資金調達に関する課題と対応策について具体性及び実行可能性に欠けると評価したというふうなところ、所々あるのですけれども、そのあたりの今後の改善と申しますか、そのマイナスポイントの改善提案がその後ヒアリングとかでなされたのかどうか、どういう形で、そのあたり話されたのかというところ、その2点、お伺いしたいと思います。</p>
大岡議長 長田学校教育課長	<p>学校教育課長 長田徹君。</p> <p>田岡議員さんのご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、構成会社SPCと今回契約を結ぼうと議案で提出をお願いをしておる、議決をお願いしておる会社との第5条の関係における情報提供でございますけれども、基本的にはこの条文でございますように、契約の締結後に情報提供を求めていくということになってございますので、よろしく願いいたします。</p>
大岡議長 栗田副町長	<p>副町長 栗田昭彦君。</p> <p>田岡議員さんの2番目のご質問にお答え申し上げます。</p> <p>私が今回の個別外部監査選定委員会の委員長を務めております関係で、お答えをさせていただくわけですが、お手元に配布いたしております評価の講評の資料の中にですね、評価する部分と評価できない部分、マイナス、プラス、マイナスのポイントがございます。それをプラス、マイナス両面を合わせまして、最終的に米田さんが優れているというところの評価をさせていただい</p>

栗田副町長	ております。
	<p>マイナスの部分につきましてはですね、11月の4日に、米田さんグループをお呼びいたしまして、各4名の方、公認会計士、税理士、行政書士、それから1級建築士、4名の方、皆さんおいでいただきまして、詳細につきまして、こちらの方から質問して、PFIのスケジュールに沿った監査をしていただくように調整をさせていただいております。以上でございます。</p>
大岡議長	2番 田岡秀俊君。
田岡議員	2つ目のところは分かりました。
	<p>最初のこの第5条の関連ですけれども、この契約が整って以降、こういうふうなというふうな、云々というふうなことですけれども、これ当然、選定するに当たり、252条の29、これ除斥の規定ですけれども、これは監査することができないというふうな、こういう身内でね、関係することがあれば、そのへんはもう前もって当然やっておらなければ、こういうあれに出してくる、いうことはできないというふうな、僕は理解してるんですけれども。それから、今後のことも、やはり文書によって、その誓約書的なものが必要じゃないかと思うんですけれども、そのあたりもう一度、お伺いできますか。</p>
大岡議長	学校教育課長 長田徹君。
長田学校教育課長	田岡議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。
	<p>監査契約書の案でございますけれども、お手元の方に配布させていただいております、監査の制限、第5条の2行目にこの契約の締結後において、省略しますが、情報を提供しなければならないということを謳っております。議員ご指摘のとおり、文書によるものも必要ではないかというふうにおっしゃられております。また、参考にしながらですね、充分検討して行きたいというふうな考えております。よろしく願いいたします。</p>
大岡議長	8番 白川、失礼しました。
	7番 白川年男君。
白川年男議員	<p>2、3、ちょっと聞きたいんですけど、20日過ぎに、外部監査が適当と、その後、公募か、この人達何人か、3名かを呼んだのは、このへんの人か適当だろうなど。誰それさん、誰それさん、まあそれは公募とは思いますが、ほんだから、公募か指名か、そのへん。公募言うても、期間がないから、そうそうすぐには公募もできにくいのではないかと、私、素人的には思います。その点。</p>
	<p>それから、まあ1日、何か、かかった費用の補助等を含めて384万ですか。そして、例えば2人で割れば、2で割れば24日間、こういう384万、これは適当な、妥当な金額かどうか。</p>
	それから、これ24年の3月31日と、契約の日からとなっておりますが、その後はどうなるもんかと。

白川年男 議員	それからまあ、一級建築士とか、会計士とか、4名か、何かおいでしてくれたけど、こういう人が評価したと、今おっしゃりよりましたが、そういうふうな、どういう人達、名前は公表できるもんかどうか。
	その4点、まあちょっと。4点、5点か。ちょっと参考までに、1、2、3、4、ああ4点か、参考までにお聞きしたらと思います。
大岡議長 長田学校 教育課長	学校教育課長 長田徹君。 白川年男議員のご質問にお答えいたします。 多岐に亘るご質問で、整理をしながらお答えをいたしたいと思っておりますけれども、一応、年度内の監査を予定してございますので、今回につきましては、平成23年度中の業務について行います。
大岡議長 長田学校 教育課長	また、今回の個別外部監査というのは、継続中の事業も監査をしていただくということが、非常に、新規の、新しい事業内容かなというふうに考えてございます。初めての、多分、全国的には初めての取り組みかなというふうには考えてございます。 それから、金額の385万については、国の方からの交付税の対象になってございますので、
大岡議長 長田学校 教育課長	課長、384。 あ、384。385万が、いや4万、いや国の方の対象になっておりますので、はい、それをもとにして、一応、予定価格ということで、納入可能金額をそれぞれの提案者から提出を求めた。
大岡議長 白川年男 議員	それから、公募型プロポーザルについてということでございます。それと、指名競争入札ということでございますけれども、今回は公募型プロポーザル方式ということで、先ほども申しましたように、非常に新しい取り組みでもございまして、どういう方が参画なさるかということが、私共も充分把握できませんでした。告示をしまして、公募型プロポーザル方式で求めたものでございます。
大岡議長 白川年男 議員	それから、後の代表者は米田さんでございますけれども、後の3名の方の名前も公表はできるということでございますので、よろしく願いいたします。
大岡議長	7番 白川年男君。
大岡議長 栗田副町長	私が聞いたのは、副町長と、あと4名か、何名かの人が、この裏へ書いてある評価をなさったそうですが、その人の名前は公表できるもんですか。できないもんですか。名前。
大岡議長	副町長 栗田昭彦君。
栗田副町長	白川年男議員さんのご質問にお答えします。

	<p>栗田副町長</p> <p>大岡議長</p>	<p>選考委員の氏名につきましては、まんのう町公募型プロポーザル方式取扱規程と言うものがございます。この中の第10条に、町長はプロポーザル方式による参加者の特定を行うため、選定委員会を置き、技術提案書及びヒアリング内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に最も適すると認められる参加者を特定すると。特定委員会は、いや選定委員会は委員長及び副委員長に、若干人で組織するというふうになっておりまして、まず、そのメンバーでございますけども、企画政策課長、建設土地改良課長、住民生活課長、水道課長、それと業務執行担当課長、加えまして副委員長として総務課長、そして委員長として私、副町長でございます。さらにですね、今回はその他町長が必要と認める者ということでございまして、2名の先生、外部有識者の方に委員をお願いしております。お一方が香川大学法学部教授の三野先生、もう一人が東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科の田辺先生、お2人に依頼をいたしております。以上でございます。</p> <p>他に質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。</p> <p>これより討論にはいります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第2号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についての件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
--	--------------------------	--

	大岡議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて、平成23年第6回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。</p>
閉 会	閉 会	午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年11月8日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--